

○環境省令第三号

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月十七日

環境大臣 浅尾慶一郎

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののよう
に改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを

新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
(狂犬病予防法の特例) 第二十一条の九 法第三十九条の七第一項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 登録又は変更登録を受けた者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) 並びに電話番号 (申請書を提出した者と異なる場合は、申請書を提出した者の氏名及び住所並びに電話番号を併記するものとする。) 並びに登録又は変更登録を受けた犬の所在地 2 法第三十九条の七第三項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 登録又は変更登録を受けた者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) 並びに電話番号 (申請書を提出した者と異なる場合は、申請書を提出した者の氏名及び住所並びに電話番号を併記するものとする。) 並びに登録又は変更登録を受けた犬の所在地 二 登録又は変更登録を受けた犬に装着されているマイクロチップの識別番号 三 届出日 四 七 (略)	(狂犬病予防法の特例) 第二十一条の九 法第三十九条の七第一項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 登録を受けた者又は変更登録を受けた者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) 並びに電話番号 (申請書を提出した者と異なる場合は、申請書を提出した者の氏名及び住所並びに電話番号を併記するものとする。) 並びに登録又は変更登録を受けた犬の所在地 2 法第三十九条の七第三項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 登録を受けた者又は変更登録を受けた者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) 並びに電話番号 (申請書を提出した者と異なる場合は、申請書を提出した者の氏名、住所及び電話番号を併記するものとする。) 並びに登録又は変更登録を受けた犬の所在地 (新設) (新設) 二 五 (略)

- 3|| マイクロチップが装着されている犬の所在地の変更（新所在地を管轄する市町村長（特別区にあつては、区長。以下この項及び第二十一条の十一第二項において同じ。）の管轄する区域以外の区域から当該市町村長の管轄する区域内への変更に限る。）に伴い、当該犬の所有者が法第三十九条の五第八項（法第三十九条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出又は法第三十九条の六第一項の変更登録を行つた場合であつて、法第三十九条の七第一項又は第三項の旧所在地を管轄する市町村長の求めがあるときは、環境大臣（指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあつては、指定登録機関。第二十一条の十一において同じ。）は当該市町村長に次に掲げる事項を通知しなければならない。
- 一 登録又は変更登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号（申請書を提出した者と異なる場合は、申請書を提出した者の氏名及び住所並びに電話番号を併記するものとする。）並びに登録又は変更登録を受けた犬の所在地
 - 二 登録又は変更登録を受けた犬に装着されているマイクロチップの識別番号
 - 三 届出又は変更登録日
 - 四 登録又は変更登録を受けた者の電子メールアドレス
 - 五 狂犬病予防法施行規則第九条第二号に規定する事項

（新設）

六 変更した事項（当該事項に係る新旧の対照を明示すること。）	
（死亡等の届出） 第二十一条の十 法第三十九条の八の環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一・二 （略） 三 前二号に掲げる場合のほか、登録されているマイクロチップの識別番号により犬又は猫の個体を識別することができなくなつたとき。 2、4 （略）	（死亡等の届出） 第二十一条の十 法第三十九条の八の環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一・二 （略） （新設） 2、4 （略）
（情報の提供） 第二十一条の十一 <u>環境大臣は、都道府県知事に対し、法第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第二十四条の二第一項に規定する事務の実施に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行うものとする。</u> 2 環境大臣は、都道府県知事及び市町村長に対し、法第三十五条第四項及び第五項に規定する事務の実施に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行うものとする。	（情報の提供） 第二十一条の十一 <u>環境大臣（指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、指定登録機関。以下この条において同じ。）は、都道府県知事に対し、法第二十三条第一項、法第二十四条第一項及び法第二十四条の二第一項に規定する事務の実施に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行うものとする。</u> 2 環境大臣は、都道府県知事及び市町村長（特別区の区長を含む。）に対し、法第三十五条第四項及び同条第五項に規定する事務の実施に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行うものとする。

3 : 4 (略)

3 : 4 (略)

様式第 22（第 21 条の 5 第 2 項関係）

年 月 日

マイクロチップ装着証明書

動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 3 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりマイクロチップ装着証明書を発行する。

記

1 マイクロチップの識別番号	
2 犬又は猫の名	
3 犬又は猫の別	☐ 犬 ☐ 猫
4 犬又は猫の品種	
5 犬又は猫の毛色	
6 犬又は猫の生年月日	年 月 日
7 犬又は猫の性別	☐ 雄（オス） ☐ 雌（メス）
8 2 から 7 までのほか犬又は猫の特徴となるべき事項	
9 マイクロチップの装着日	年 月 日
10 マイクロチップを装着した施設名及び所在地（診療施設にあっては獣医療法施行規則第 1 条第 1 項第 3 号に規定する開設の場所）	〒
11 マイクロチップを装着した施設の電話番号	

マイクロチップを装着した獣医師の氏名

備 考 この証明書の用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 22（第 21 条の 5 第 2 項関係）

年 月 日

マイクロチップ装着証明書

動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 3 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりマイクロチップ装着証明書を発行する。

記

1 マイクロチップの識別番号	
2 犬又は猫の名	
3 犬又は猫の別	☐ 犬 ☐ 猫
4 犬又は猫の品種	
5 犬又は猫の毛色	
6 犬又は猫の生年月日	年 月 日
7 犬又は猫の性別	☐ 雄（オス） ☐ 雌（メス）
8 2 から 7 までのほか犬又は猫の特徴となるべき事項	
9 マイクロチップの装着日	年 月 日
10 マイクロチップを装着した施設名及び所在地（診療施設にあっては獣医療法施行規則第 1 条第 1 項第 3 号に規定する開設の場所）	〒
11 マイクロチップを装着した施設の電話番号	

マイクロチップを装着した獣医師の氏名

備 考 この証明書の用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 23（第 21 条の 7 第 1 項関係）

年 月 日

環境大臣（指定登録機関） 殿

申請者 フリガナ 氏 名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住 所 〒
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
電話番号

登録申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 5 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり所有する犬又は猫の登録を申請します。

記

1 登録を受けようとする犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	
2 登録を受けようとする者の個人又は法人の別	☐ 個人 ☐ 法人
3 登録を受けようとする者の電子メールアドレス	
4 犬又は猫の所在地	☐ 登録を受けようとする者と同じ 〒
5 犬又は猫の名	
6 犬又は猫の別	☐ 犬 ☐ 猫
7 犬又は猫の品種	
8 犬又は猫の毛色	
9 犬又は猫の生年月日	年 月 日
10 犬又は猫の性別	☐ 雄（オス） ☐ 雌（メス）
11 4 から 10 までのほか犬又は猫の特徴となるべき事項	
12 狂犬病予防法施行規則第 4 条第 1 項に基づく犬の登録年月日	年 月 日

様式第 23（第 21 条の 7 第 1 項関係）

年 月 日

環境大臣（指定登録機関） 殿

申請者 氏 名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住 所 〒
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
電話番号

登録申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 5 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり所有する犬又は猫の登録を申請します。

記

1 登録を受けようとする犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	
2 登録を受けようとする者の個人又は法人の別	☐ 個人 ☐ 法人
3 登録を受けようとする者の電子メールアドレス	
4 犬又は猫の所在地	☐ 登録を受けようとする者と同じ 〒
5 犬又は猫の名	
6 犬又は猫の別	☐ 犬 ☐ 猫
7 犬又は猫の品種	
8 犬又は猫の毛色	
9 犬又は猫の生年月日	年 月 日
10 犬又は猫の性別	☐ 雄（オス） ☐ 雌（メス）
11 4 から 10 までのほか犬又は猫の特徴となるべき事項	
12 狂犬病予防法施行規則第 4 条第 1 項に基づく犬の登録年月日	年 月 日
13 狂犬病予防法施行規則第 4 条第 1 項に基づく犬の登録番号	

13 狂犬病予防法施行規則第4条第1項に基づく犬の登録番号		
14 申請書を提出する者（登録を受けようとする者が申請書を提出する者と異なる場合）	1) 氏名（法人にあつては、名称及び担当者の氏名）	
	2) 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	〒
	3) 電話番号	
15 動物取扱業者の別（登録を受けようとする者が動物取扱業者の場合）	☐ 第一種動物取扱業者 ☐ 第二種動物取扱業者	
16 第一種動物取扱業者の業種及び登録番号（登録を受けようとする者が第一種動物取扱業者の場合）	☐ 販売：	
	☐ 保管：	
	☐ 貸出し：	
	☐ 訓練：	
	☐ 展示：	
	☐ 競りあつせん業：	
17 第二種動物取扱業者の業種（登録を受けようとする者が第二種動物取扱業者の場合）	☐ 譲受飼養業：	
	☐ 譲渡し	
	☐ 保管	
	☐ 貸出し	
	☐ 訓練	
	☐ 展示	
18 親の雌犬又は雌猫のマイクロチップの識別番号（登録を受けようとする者が犬猫等販売業者の場合）	マイクロチップの識別番号を記載できない場合の理由：	
19 添付書類	☐ マイクロチップ装着証明書	

備 考 この申請書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

14 申請書を提出する者（登録を受けようとする者が申請書を提出する者と異なる場合）	1) 氏名（法人にあつては、名称及び担当者の氏名）	
	2) 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	〒
	3) 電話番号	
15 動物取扱業者の別（登録を受けようとする者が動物取扱業者の場合）	☐ 第一種動物取扱業者 ☐ 第二種動物取扱業者	
16 第一種動物取扱業者の業種及び登録番号（登録を受けようとする者が第一種動物取扱業者の場合）	☐ 販売：	
	☐ 保管：	
	☐ 貸出し：	
	☐ 訓練：	
	☐ 展示：	
	☐ 競りあつせん業：	
17 第二種動物取扱業者の業種（登録を受けようとする者が第二種動物取扱業者の場合）	☐ 譲受飼養業：	
	☐ 譲渡し	
	☐ 保管	
	☐ 貸出し	
	☐ 訓練	
	☐ 展示	
18 親の雌犬又は雌猫のマイクロチップの識別番号（登録を受けようとする者が犬猫等販売業者の場合）	マイクロチップの識別番号を記載できない場合の理由：	
19 添付書類	☐ マイクロチップ装着証明書	

備 考 この申請書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 24（第 21 条の 7 第 3 項関係）
第 号

年 月 日

登録証明書

動物の愛護及び管理に関する法律
第 39 条の 5 第 1 項の登録
第 39 条の 6 第 1 項の変更登録
をする。よってこの証明書を交付する。

環境大臣（指定登録機関）
登録日： 年 月 日

1 登録を受けた犬又は猫に装着されている マイクロチップの識別番号	
2 暗証記号	
3 犬又は猫の別	☐ 犬 ☐ 猫
4 犬又は猫の品種	
5 犬又は猫の毛色	
6 犬又は猫の生年月日	年 月 日
7 犬又は猫の性別	☐ 雄（オス） ☐ 雌（メス）

備 考 この証明書の用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 24（第 21 条の 7 第 3 項関係）
第 号

登録証明書

動物の愛護及び管理に関する法律
第 39 条の 5 第 1 項の登録
第 39 条の 6 第 1 項の変更登録
をする。よってこの証明書を交付する。

環境大臣（指定登録機関）
登録日： 年 月 日

1 登録を受けた犬又は猫に装着されているマ イクロチップの識別番号	
2 暗証記号	
3 犬又は猫の別	☐ 犬 ☐ 猫
4 犬又は猫の品種	
5 犬又は猫の毛色	
6 犬又は猫の生年月日	年 月 日
7 犬又は猫の性別	☐ 雄（オス） ☐ 雌（メス）

備 考 この証明書の用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 25（第 21 条の 7 第 5 項関係）

年 月 日

環境大臣（指定登録機関） 殿

申請者 フリガナ
氏 名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
住 所 〒
（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
電話番号

再交付申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 5 第 6 項（同法第 39 条の 6 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記のとおり所有する犬又は猫の登録証明書の再交付を申請します。

記

1 犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	
----------------------------	--

備 考 この申請書の用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 25（第 21 条の 7 第 5 項関係）

年 月 日

環境大臣（指定登録機関） 殿

申請者 氏 名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
住 所 〒
（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
電話番号

再交付申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 5 第 6 項（同法第 39 条の 6 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記のとおり所有する犬又は猫の登録証明書の再交付を申請します。

記

1 犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	
----------------------------	--

備 考 この申請書の用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 26（第 21 条の 7 第 8 項関係）

年 月 日

環境大臣（指定登録機関） 殿

届出者 フリガナ
氏 名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住 所 〒
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
電話番号

登録事項変更届出書

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
電話番号
犬又は猫の所在地
電子メールアドレス
犬又は猫の名
犬又は猫の毛色
犬又は猫の名若しくは毛色のほか特徴となるべき事項

を変更したので、

動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 5 第 8 項（同法第 39 条の 6 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	
2 狂犬病予防法施行規則第 4 条第 1 項に基づく犬の登録年度	年度
3 狂犬病予防法施行規則第 4 条第 1 項に基づく犬の登録番号	
4 変更内容	(1)変更前
	(2)変更後

備 考 この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 26（第 21 条の 7 第 8 項関係）

年 月 日

環境大臣（指定登録機関） 殿

届出者 氏 名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住 所 〒
電話番号

登録事項変更届出書

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
電話番号
犬又は猫の所在地
電子メールアドレス
犬又は猫の名
犬又は猫の毛色
犬又は猫の名若しくは毛色のほか特徴となるべき事項

を変更したので、

動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 5 第 8 項（同法第 39 条の 6 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	
2 狂犬病予防法施行規則第 4 条第 1 項に基づく犬の登録年度	年度
3 狂犬病予防法施行規則第 4 条第 1 項に基づく犬の登録番号	
4 変更内容	(1)変更前
	(2)変更後

備 考 この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 27（第 21 条の 8 関係）

年 月 日

環境大臣（指定登録機関） 殿

申請者 フリガナ
氏 名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住 所 〒
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
電話番号

変更登録申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 6 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり所有する犬又は猫の変更登録を申請します。

記

1 変更登録を受けようとする者の個人又は法人の別	☐ 個人 ☐ 法人
2 変更登録を受けようとする者の電子メールアドレス	
3 犬又は猫の所在地	☐ 登録を受けようとする者と同じ 〒
4 犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	
5 犬又は猫の名	
6 犬又は猫の毛色	
7 5 及び 6 のほか犬又は猫の特徴となるべき事項	
8 狂犬病予防法施行規則第 4 条第 1 項に基づく犬の登録年度	年度
9 狂犬病予防法施行規則第 4 条第 1 項に基づく犬の登録番号	

様式第 27（第 21 条の 8 関係）

年 月 日

環境大臣（指定登録機関） 殿

申請者 氏 名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住 所 〒
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
電話番号

変更登録申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 6 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり所有する犬又は猫の変更登録を申請します。

記

1 変更登録を受けようとする者の個人又は法人の別	☐ 個人 ☐ 法人	
2 変更登録を受けようとする者の電子メールアドレス		
3 犬又は猫の所在地	☐ 登録を受けようとする者と同じ 〒	
4 犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号		
5 犬又は猫の名		
6 犬又は猫の毛色		
7 5 及び 6 のほか犬又は猫の特徴となるべき事項		
8 狂犬病予防法施行規則第 4 条第 1 項に基づく犬の登録年度	年度	
9 狂犬病予防法施行規則第 4 条第 1 項に基づく犬の登録番号		
10 申請書を提出する者（変更登録を受けようとする者が申請書を提出する者と異なる場合）	1) 氏名（法人にあっては、名称及び担当者の氏名）	
	2) 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
	3) 電話番号	

10 申請書を提出する者（変更登録を受けようとする者が申請書を提出する者と異なる場合）	1) 氏名（法人にあっては、名称及び担当者の氏名）	
	2) 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
	3) 電話番号	
11 動物取扱業者の別（変更登録を受けようとする者が動物取扱業者の場合）	☐ 第一種動物取扱業者 ☐ 第二種動物取扱業者	
12 第一種動物取扱業者の業種及び登録番号（変更登録を受けようとする者が第一種動物取扱業者の場合）	☐ 販売：	
	☐ 保管：	
	☐ 貸出し：	
	☐ 訓練：	
	☐ 展示：	
	☐ 競りあっせん業：	
13 第二種動物取扱業者の業種（変更登録を受けようとする者が第二種動物取扱業者の場合）	☐ 譲受飼養業：	
	☐ 譲渡し	
	☐ 保管	
	☐ 貸出し	
	☐ 訓練	
	☐ 展示	

備 考 この申請書の用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。

11 動物取扱業者の別（変更登録を受けようとする者が動物取扱業者の場合）	☐ 第一種動物取扱業者 ☐ 第二種動物取扱業者
12 第一種動物取扱業者の業種及び登録番号（変更登録を受けようとする者が第一種動物取扱業者の場合）	☐ 販売：
	☐ 保管：
	☐ 貸出し：
	☐ 訓練：
	☐ 展示：
	☐ 競りあっせん業：
13 第二種動物取扱業者の業種（変更登録を受けようとする者が第二種動物取扱業者の場合）	☐ 譲受飼養業：
	☐ 譲渡し
	☐ 保管
	☐ 貸出し
	☐ 訓練
	☐ 展示

備 考 この申請書の用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。

様式第 28（第 21 条の 10 第 2 項関係）

年 月 日

環境大臣（指定登録機関） 殿

届出者 フリガナ
氏 名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
住 所 千
（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
電話番号

死亡等の届出書

犬又は猫が死亡した
第 21 条の 6 の規定により、獣医師がマイクロチップを取り外した
登録されているマイクロチップの識別番号により犬又は猫の個体を
識別することができなくなった

ので、

動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 8 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 犬又は猫に装着されている マイクロチップの識別番号	
2 届出事由の発生日	年 月 日
3 狂犬病予防法施行規則第 4 条 第 1 項に基づく犬の登録年度	年度
4 狂犬病予防法施行規則第 4 条 第 1 項に基づく犬の登録番号	

備 考 この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 28（第 21 条の 10 第 2 項関係）

年 月 日

環境大臣（指定登録機関） 殿

届出者 氏 名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
住 所 千
電話番号

死亡等の届出書

犬又は猫が死亡した
第 21 条の 6 の規定により、獣医師がマイクロチップを取り外した

ので、

動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 8 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 犬又は猫に装着されているマ イクロチップの識別番号	
2 届出事由の発生日	年 月 日
3 狂犬病予防法施行規則第 4 条 第 1 項に基づく犬の登録年度	年度
4 狂犬病予防法施行規則第 4 条 第 1 項に基づく犬の登録番号	

備 考 この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条の九の改正規定は、令和七年九月一日から施行する。

（様式に係る経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。